

第 33 回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第 14 条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第 12 条及び第 13 条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の拡散防止措置並びに概要等公表について調査審議を行い、3 事案は本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認められ、概要等公表する事務局案について了承した。また、2 事案は本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないとの事務局案について了承した。

2 事案について報告がなされた。

- 審査会での主な意見等
 - ・ ヘイトスピーチ解消法施行後 10 年が経過し、当初想定がされていなかった、多様化・巧妙化する表現活動が増えている自治体の実情を把握していただけるよう、国等と十分に意見交換を行うべきとの意見があった。